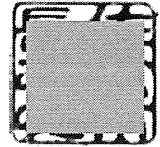


宛名

千葉県佐倉市長  
西田 三十五



還付通知書

日頃、市税の納付にご協力いただきありがとうございます。  
下記のとおり納めすぎが生じたので、還付いたします。

納付義務者 氏名・名称

過誤納番号	過誤納発生の理由	過誤納合計額	+	還付加算金	-	充当合計額	=	還付額
507100174	第1項4号	26,700円		0円		0円		26,700円

<過誤納の詳細>

科目	固定資産税・都市計画税			年度			令和7年度 令和7年度分			通知書番号		
	納付すべき額			納付済額			過誤納額					
期月	本税(料)	督手	延滞金	本税(料)	督手	延滞金	本税(料)	督手	延滞金	本税(料)	督手	延滞金
4期	422,300円	0円	0円	449,000円	0円	0円	26,700円	0円	0円			
合計	422,300円	0円	0円	449,000円	0円	0円	26,700円	0円	0円			

<充当先の詳細>

充当先 氏名・名称

科目	通知書番号		期月	充当額			充当後の未納額		
	年度			本税(料)	督手	延滞金	本税(料)	督手	延滞金

<振込先口座> 下記の振込先口座欄が表示されている方は手続き不要です。

金融機関名		支店名	
口座種別	普通預金	口座番号	
		口座名義人	

この振分に不備がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。  
また、この振分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する最終の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、①審査請求があった日から3か月を経過しても最終がないとき、②振分、振分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他最終を認めないにつき正当な理由があるときは、最終を認めないでも振分の取消しの訴えを提起することができます。

備考
振込予定日: _____

<p>【お問い合わせ先】 佐倉市役所 債権管理課 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 TEL. 043-484-1111 (代表)</p>
--

